

国旗損壊罪の成立に抗議します

内閣総理大臣

高市早苗様

私たち「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、このたび成立した刑法の一部を改正する法律にもとづき新設される国旗損壊罪について、憲法が保障する思想・良心の自由（日本国憲法第 19 条）、表現の自由（第 21 条）、ならびに政教分離原則（第 20 条 3 項）の精神に照らし、深い憂慮を表明するとともに、その見直しを強く求めます。

国は市民一人一人の感情や思いなど内心にまで介入することは許されません。国旗が象徴する国に対して敬意を抱くか否かは、本来、個人の思想・良心の自由に委ねられるべき問題です。国が刑罰をもって国旗への一定の態度を強制しようとすることは、国民に特定の価値観や国家観を事実上強制することとなり、憲法第 19 条が保障する思想・良心の自由を侵害する結果をもたらします。

また、国旗を損壊する行為は、場合によっては政治的意思や抗議の表現として行われることがあります。そのような行為が他者への権利を直接かつ明白に侵害しない限り、国家権力に対する批判的表現として憲法第 21 条「表現の自由」が保障されなければなりません。刑事罰による規制は、このような政府に対する批判の表現を萎縮させ、民主主義に不可欠な自由な言論空間を損なうことになりかねません。

さらに、国旗に対する特別な尊崇を法的義務として位置づけることは、国家的象徴を宗教的な対象として扱うことに繋がることを危惧します。日本国憲法は、国が特定の信条や象徴への崇敬、宗教的行為を政府が行うことを戒めてきました。日本国憲法第 20 条 3 項が定める政教分離原則は、政府が市民の信仰する自由を守るとともに、信じない自由を守る義務を課しています。政教分離原則は、個々人が信仰する、または信仰しない自由が侵害されず、国が特定の信仰を当然とし、その結果これを事実上強制させないための重要な制度的保障です。国を象徴するものへの敬意を刑罰によって担保する発想は、国の象徴に対して宗教的崇敬を求めるかつての国家神道的な国家観を助長し、政教分離原則の理念とも相容れないものです。

戦前の国家神道体制下の日本では、国旗・国歌・天皇への敬意が臣民の義務とされ、異論を唱える自由は著しく制限されました。その反省の上に制定された日本国憲法は、国への忠誠ではなく、人間の尊厳と基本的人権を最高価値として位置づけています。今回の立法は、その憲法理念から逆行すると言わざるを得ません。

私たちは、国旗を大切に思う人の感情も、歴史的背景から日の丸に対し複雑な思いを抱く人の感情も、個々人の大切な権利として保障されるべきものです。国旗を大切に思う感情だけを保護するために刑罰による威嚇までをも行うことは、市民社会にある様々な捉え方を持つことを許さず、一方の感情・思想のみを保護し、市民の感情を一律に規定しようとする

ものです。そもそも敬意とは市民一人ひとりの自由な意思・自発性に基づくものであって、
刑罰によって強制されるべきものではありません。

よって、私たちは政府に対し、国旗損壊罪について憲法適合性を改めて検証し、この法律
の違憲性を重く受け止め、廃止または抜本的な見直しを行うよう強く求めます。

思想・良心の自由、表現の自由、そして信教の自由は、民主主義社会の根幹です。これら
を損なう立法は、いかなる理由によっても戒められなければなりません。私たちは、日本国
憲法の理念を守り、自由で開かれた民主社会を未来へ引き継ぐため、本法に対し強く抗議し、
その撤回を求めます。

2026 年 7 月 29 日

政教分離の侵害を監視する全国会議

代表幹事 稲正樹、木村庸五

事務局長 星出卓也